

令和 7 年 度

指 定 番 号

市民税・県民税 森 林 環 境 税 特別徴収のしおり

貴事業所の特別徴収義務者
指定番号をご記入ください。

特別徴収義務者 様

青森県十和田市長

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、毎年格別のご配慮とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として貴事業所を指定し、その取扱いをお願いすることとしております。

つきましては、関係書類を同封いたしますので、ご確認のうえ、一層のご協力をお願い申し上げます。

送付書類

1. 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
2. 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
※個人情報の取扱いにご配慮いただき、のりづけをはがさずに遅滞なく従業員へお渡しください。
3. 市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）
納入書（期別分+予備2部）
※給与支払報告書提出の際に納入書不要としている事業所には納入書をお送りしていません。
納入書が必要な場合はご連絡ください。
4. 特別徴収のしおり（本冊子）

— 目 次 —

- | | | |
|---|-----------------------------|-------|
| ① | 特別徴収の事務手続きについて…………… | P. 1 |
| ② | 市民税・県民税・森林環境税の算出方法について…………… | P. 5 |
| ③ | 提出書類の確認事項について…………… | P. 6 |
| ④ | 異動届出書の記入方法及び届出様式…………… | P. 7 |
| ⑤ | 特別徴収への切替申請書の記入方法及び届出様式…………… | P. 13 |
| ⑥ | 事業所（特別徴収義務者）の所在地・名称等変更届出書… | P. 15 |
| ⑦ | 退職所得に係る市民税・県民税納入申告書…………… | P. 16 |
| ⑧ | 納入場所・郵便局の指定通知書…………… | P. 17 |
| ⑨ | よくあるQ & A…………… | P. 18 |

※各種届出用紙は、コピーしてご利用ください。

※届出用紙は十和田市ホームページからも印刷できます。

十和田市ホームページTOP→

くらし・手続き→申請届出様式→申請書ダウンロード→
税務課→特別徴収各種届出書

お問い合わせ先

青森県十和田市  市町村コード：022063

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

●課税内容・異動等については…税務課市民税係（0176）51-6766

●納入・還付については……………収納課（0176）51-6762

▲お問い合わせの際には十和田市の指定番号をお知らせください。

1 特別徴収の事務手続きについて

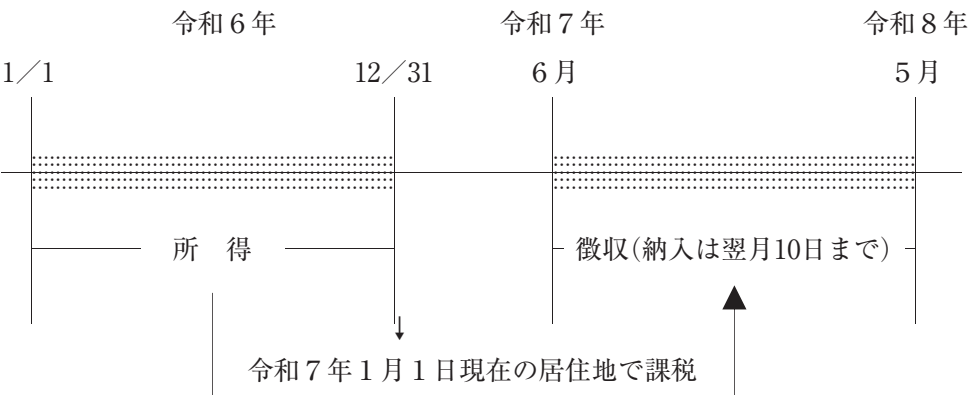
1 特別徴収とは

前年中の所得に対して課税した住民税（市民税・県民税）及び森林環境税を6月から翌年5月までの期間（12か月）毎月給与支給時に徴収し、会社（特別徴収義務者）が翌月10日までに納入する制度です。

令和7年度の住民税は、令和7年1月1日現在の住所地の市区町村で課税され、その後に住所変更しても納入先は変わりません。

※退職等で特別徴収ができなくなった場合は、普通徴収（個人払い）となります。

⇒異動者の取り扱いについて2ページの4をご参照ください。



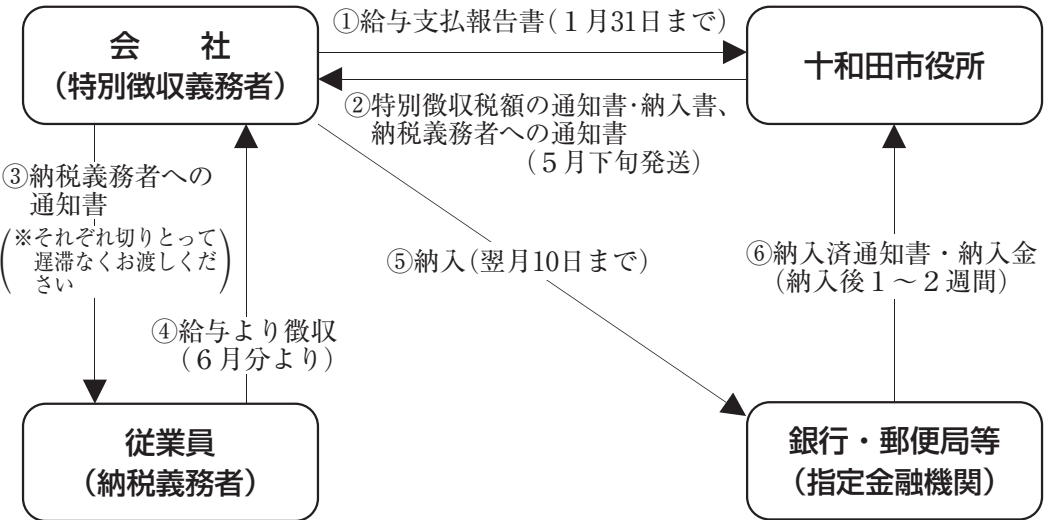
特別徴収義務者の指定について

従業員（給与所得者）の住民税は、特別徴収（給与からの差引き）が原則です。平成30年度からは、原則としてすべての事業主の方を特別徴収義務者に指定しております。

根拠法令

地方税法第41条及び第321条の4並びに十和田市税条例第45条

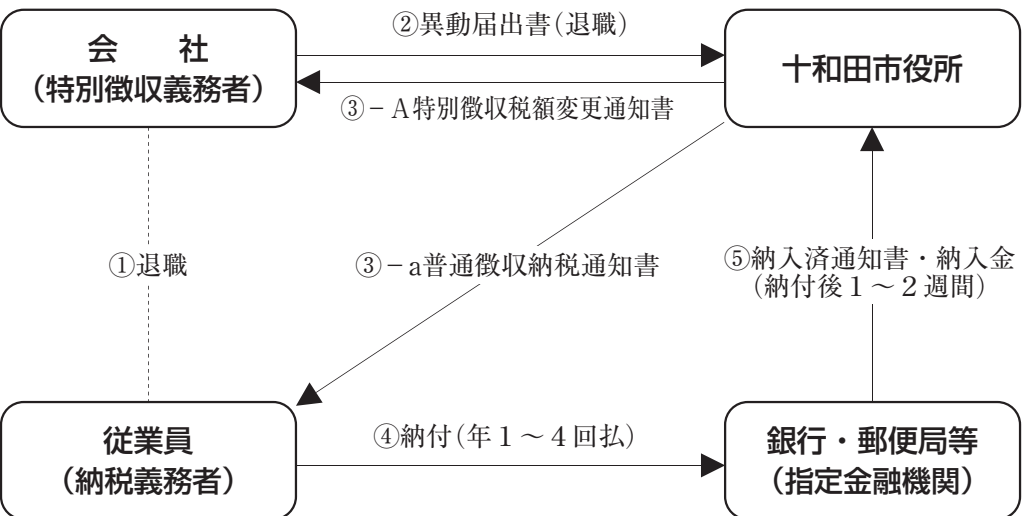
●特別徴収の仕組み



★令和7年1月1日現在の住所で特別徴収税額通知書を発送します。

★特別徴収義務者用の税額通知書にある個人番号（マイナンバー）欄は、地方税法施行規則の改正により、平成30年度より個人番号（マイナンバー）は記載していません。

●退職後（普通徴収へ切替の場合）



2 納入方法・納入期限等・納入場所について

令和7年6月から令和8年5月まで、税額決定通知書（または、税額変更通知書）に記載された税額を各納税義務者の給与から差し引き、徴収した月の翌月10日（金融機関休業日の場合はその翌平日）までに納入してください。（退職金等から差し引くときも同様です。）

納入場所は17ページをご覧ください。

なお、納入期限までに納入しなかった場合、次のとおりとなりますので、ご注意ください。

- ①督促状が送付され、手数料として1通につき100円が徴収されます。
- ②納入期限までに完納しないときは、納入期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、税額に、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

3 税額変更があった場合

ご本人の確定申告等により、年度途中で税額に変更があった場合は、税額変更通知書を送付します。変更後の納入書は新たに送付しませんので、お手元の納入書の金額を訂正してご納入ください。（納入書訂正の記載例は、4ページ参照）

破損・紛失等のため納入書の再送付をご希望の場合は税務課市民税係へご連絡ください。

また、納税義務者用の通知書はのりづけをはがさずに遅滞なく従業員へお渡しください。

4 異動者の取り扱い

(1)従業員が退職、転職等で給与の支払いを受けなくなったとき

“給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書”（以下「異動届出書」という。）（7～12ページ参照）の提出が必要です。異動日の翌月10日までに提出してください。

※異動事由「その他」の場合は、事由・理由欄に該当理由をご記入ください。

※法人番号・個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

※翌年1月1日から4月30日までに退職等の異動があった場合は、未徴収税額を最後の給与もしくは退職手当から一括して徴収することが義務づけられています。

(2)入社等により、新たに特別徴収となる場合

“特別徴収への切替申請書”（以下「切替申請書」という。）（13・14ページ参照）を提出してください。

原則10日までに受付したものは提出する月の翌月分から、11日以降に受付したものは翌々月分からの変更となります。（例：10月22日提出の場合。12月分（1月10日納入期限分）からの切替）

2月12日から4月15日までに受付したものは、次年度からの切替となります。 特別徴収開始予定月を6月分（7月10日納入期限分）として提出してください。

(3)異動届出書等の提出期日について

異動届出書、切替申請書及び所在地・名称変更届は、毎月10日（休日の場合は翌平日）締めとなります。

期日までに提出のあったものについては、締め月の下旬に「特別徴収義務者」様宛に変更通知等を送付させていただきます。

(4)異動者が同時に3人以上いる場合について

通常の異動届出書に社名や担当者名等の共通事項を記入し、それ以外の各個人ごとの情報をまとめた一覧表として提出することも可能とします。詳細については、お問合せください。

5 退職者に係る未徴収税額の一括徴収

一括徴収とは、退職時に残りの税額（未徴収税額）を、最後の給与や退職手当から全額徴収し、特別徴収義務者が納入する制度です。

◎ **退職の日が令和7年6月1日から12月31日までの場合**

退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申し出があり、かつ、残税額を超える給与又は退職手当等を支給する場合、支給する際に全額を徴収してください。

◎ **退職の日が令和8年1月1日から4月30日までの場合**

未徴収税額を超える給与、退職手当等を5月31日までに支給する場合は本人の申出にかかわらず、支給の際に必ず未徴収税額を一括して徴収してください。（一括徴収ができないやむを得ない理由がある場合には、事前にご相談ください。）

外国人従業員・国外出張予定の従業員を雇用されている事業主様へ

個人住民税の適正な賦課・徴収のため、出国の際における納税管理人の指定及び個人住民税の一括徴収へのご協力をお願いします。

6 納期の特例

納期の特例は、給与の支払いを受ける者が（市内・市外を問わず）常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。

〈納期特例の納入時期〉

- ・ 6月から11月分（1回目）の納入については12月10日までに
- ・ 12月から翌年5月分（2回目）までは翌年6月10日までに

納期の特例を希望する場合は、申請書を十和田市のホームページより印刷して提出してください。

承認された場合は、後日通知書と納入書をお送りします。

（注）滞納額がある場合、この制度はご利用になれません。

※納期の特例を解除する場合にも、届出が必要です。

7 退職所得に係る所得割額の取扱い

(1) 徴収

退職手当等の支払いの際、特別徴収義務者において税額を計算し徴収してください。

(2) 納入

徴収した税額は、翌月10日までに、退職した年の1月1日現在の住所地の市区町村へ納入してください。

十和田市へ納入する場合は納入書の「退職所得分」欄にその税額を記入し、「給与分」欄の税額との合計額を「合計額」欄に記入してください。この際、「納入済通知書」裏面の「納入申告書」に所要事項を必ず記入してください。

なお、銀行振込される場合には、「退職所得分市民税（特別徴収）」とわかるように入金してください。

8 退職所得に係る特別徴収税額の計算について

(1) 退職所得の金額（1,000円未満の端数切捨）

イ 勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職手当等の金額－退職所得控除額

ロ 勤続年数5年以下の役員等以外のかたに支払われる退職手当等

・ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1

・ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超の場合

退職手当等の金額＋150万円－（退職所得控除額＋300万円）

ハ 上記以外のかたに対して支払われる退職手当等

（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1

(2) 退職所得控除額の計算

イ 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

ロ 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※その年中に、一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給され、かつそれぞれの勤続期間に重複する期間がある場合は、計算が変わります。くわしくは国税庁のホームページ等でご確認ください。

(3) 特別徴収税額の計算方法

退職所得 の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		100円未満切捨て	

9 退職者に係る給与支払報告書の提出について

年の途中の退職者等について受給者の退職時現在の住所地の市区町村へのご提出をお願いします。

10 事業所の所在地・名称を変更した場合

速やかに“事業所（特別徴収義務者）の所在地・名称等変更届出書”を提出してください。

届出書様式は15ページにあります。コピーしてご利用ください。

※合併の場合（給与事務統合を含む。）は、当該届出書に合併の旨を記載のうえ、指定番号が変更になる給与所得者がいる場合は転勤の異動届出書も提出してください。

※給与支払者が法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

11 納入書について

(1) 「納入書不要」のご連絡をいただいた事業所には送付しておりません。
年度途中で必要となった場合、ご連絡いただければお送りします。

(2) 訂正等の記載例

イ 特別徴収税額に変更があったとき

2本線で抹消 (訂正印不要) (この枠内には金額を記入しない)

納入金額(1)		納期限	
20,000円		令和 年 月 日	
頁(1)の欄の金額 欄を横線で抹消 してください。	納入 金額 (2)	給与分 一般分 (イ)	18,000円
		給与分 一括分	円
		退職所得分	円
		延滞金 (ロ)	00円
		督促手数料 (ハ)	00円
合計額		18,000円	

← 金額を書き直してください。

← 合計金額を記入してください。

ロ 一括徴収分があったとき

2本線で抹消 (訂正印不要) (この枠内には金額を記入しない)

納入金額(1)		納期限	
20,000円		令和 年 月 日	
頁(1)の欄の金額 欄を横線で抹消 してください。	納入 金額 (2)	給与分 一般分 (イ)	20,000円
		給与分 一括分	6,700円
		退職所得分	円
		延滞金 (ロ)	00円
		督促手数料 (ハ)	00円
合計額		26,700円	

← 金額を書き直してください。

← 一括徴収した金額を記入してください。

← 合計金額を記入してください。

ハ 退職手当等の支払いがあり、特別徴収税額が発生したとき

〈例〉 退職金 900万円、勤続年数 20年、
退職所得控除金額 800万円
 $900\text{万円} - 800\text{万円} = 100\text{万円} \Rightarrow 100\text{万円} \times 1/2$

↓

市民税	30,000円		
県民税	20,000円	税額合計	50,000円

2本線で抹消 (訂正印不要) (この枠内には金額を記入しない)

納入金額(1)		納期限	
200,000円		令和 年 月 日	
頁(1) 頁(2)	納入 金額 (2)	給与分 一般分	100,000円
		給与分 一括分	円
		退職所得分	50,000円
		延滞金	円
		督促手数料	円
合計額		150,000円	

← 金額を書き直してください。

← 退職所得分の額を記入してください。

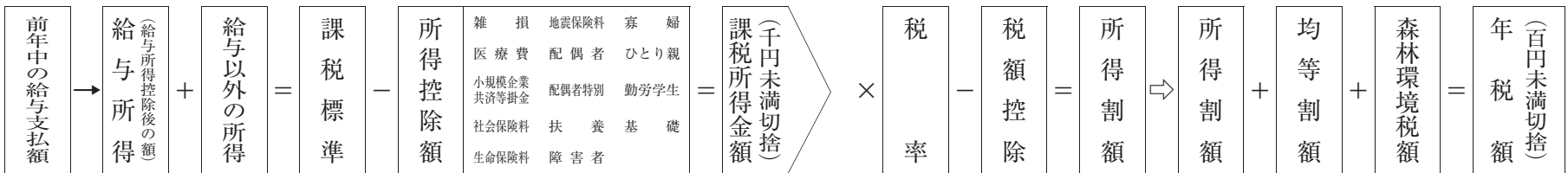
← 合計金額を記入してください。

市民税 納入申告書	
十和田市長 様 (受付印)	
令和 ○△ 年 ●○ 月 ●△ 日 提出	
令和●▲年●●月分	人 員 1 人
退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 9 0 0 0 0 0 0
特別徴収	市 民 税 3 0 0 0 0
税 額	県 民 税 2 0 0 0 0
(特別徴収義務者)	
住 所(所在地) 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号	
氏 名(名 称) 株式会社 十和田	
法人番号	

- ◎ 納入書裏面の納入申告書も必ず詳細をご記入ください。
- ◎ 個人事業主の方は、法人番号欄は空欄のままにしてください。
- ◎ 退職所得に係る市民税・県民税納入申告書(16ページ参照)に金額等を転記してください。
- ◎ 左記は、上の例についての記入例です。

2 市民税・県民税・森林環境税の算出方法について

◎市民税・県民税・森林環境税額の算出順序



- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市民税・県民税(住民税)の人的控除の差に応じた税額控除をします。
3 配当割額又は株式等譲渡割額の控除がある場合は所得割額から控除されます。

1 所得控除額

所得控除の種類		控除額
雑損控除	所得税の控除と同じ	
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除	新契約	控除限度額 2万8千円
	旧契約	控除限度額 3万5千円
	両方を合計した場合	控除限度額 2万8千円
	一般・個人年金・介護医療の控除額を合計した場合	控除限度額 7万円
地震保険料控除	地震保険料控除	控除限度額 2万5千円
	旧長期損害保険料控除	控除限度額 1万円
配偶者控除※1	両方ある場合	控除限度額 2万5千円
配偶者の合計所得金額(円)	一般	33万円
	老人	38万円
	控除額	
	480,001～1,000,000	33万円
	1,000,001～1,050,000	31万円
	1,050,001～1,100,000	26万円
	1,100,001～1,150,000	21万円
	1,150,001～1,200,000	16万円
	1,200,001～1,250,000	11万円
	1,250,001～1,300,000	6万円
配偶者特別控除※1	1,300,001～1,330,000	3万円
	1,330,001～	対象外
扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
障害者控除 (特別障害者の場合)		26万円
(同居特別障害者の場合)		30万円
寡婦控除		53万円
ひとり親控除		26万円
勤労学生控除		30万円
基礎控除※2		26万円

2 税率

	市民税	県民税
均等割	3,000円	1,000円
所得割 (総合課税分)	6%	4%
森林環境税	1,000円	

3 税額控除

調整控除

イ) 合計課税所得金額が200万円以下の者の次の①と②のいずれか少ない額の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額

- ① 表1の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
② 合計課税所得金額

ロ) 合計課税所得金額が200万円超の者の次の③の金額から④の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (市民税3%、県民税2%) に相当する金額

- ③ 表1の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
④ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

地方税法の改正により各事項が変更されることがあります。

表1

控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
寡婦控除		1万円
勤労学生控除		1万円
配偶者控除	一般	5万円
	老人	10万円
	一般	5万円
扶養控除	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
配偶者特別控除※1	48万円超50万円未満	5万円
	50万円以上55万円未満	3万円
基礎控除		5万円

寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額 (寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額) が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額
① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の⑦欄の金額の区分に応じて⑦欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額 (所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

⑦課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	⑧割合	⑦課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	⑧割合
0円以上195万円以下	84.895%	0円未満	課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合 90%
195万円を超え330万円以下	79.79%		
330万円を超え695万円以下	69.58%		
695万円を超え900万円以下	66.517%		
900万円を超え1,800万円以下	56.307%		
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%	課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合	90%
4,000万円超	44.055%		

配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外資建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで (地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで) であって、特定取得、特別特定取得 (特別取得及び特別特例取得を含む。) 又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
② 前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

※1 「配偶者控除」及び「配偶者特別控除」については、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合を記載しております。900万円を超える所得の場合の控除額については、総務省ホームページ等をご確認願います。
※2 「基礎控除」については、納税義務者の合計所得金額が2,400万円以下の場合を記載しております。2,400万円を超える場合の控除額については、総務省ホームページ等をご確認願います。

◎eLTAX（エルタックス）について

- 給与支払報告書、各種届出書の提出にはeLTAXをご利用いただけます。
eLTAXのご利用には、eLTAXホームページでの利用届出の手続きが必要です。利用手続き及び詳細については、下記までお問い合わせください。

・ホームページ：<http://www.eltax.lta.go.jp>

・ヘルプデスク：電話 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：

03-5521-0019 通常通話料金

受付日 月～金（土・日・休日・年末年始は休業）

受付時間 9：00～17：00

■給与支払報告書の電子的提出義務

前々年における税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上である場合、給与支払報告書をeLTAX、光ディスク等により提出しなければなりません。

なお、令和7年中に税務署へ提出した源泉徴収票の枚数が30枚以上の場合は、令和9年に提出する給与支払報告書はeLTAX等により提出しなければなりません。

■eLTAXによる電子的提出のメリット

- ・印刷、封入作業の事務負担の軽減
- ・市区町村ごとの仕分け作業が不要
- ・給与支払報告書と源泉徴収票の一括作成が可能
- ・郵送料金や送付作業を削減
- ・封入誤りなどのリスク軽減
- ・資料保管場所の削減
- ・自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きが可能
- ・特別徴収税額決定通知書の内容を電子データで受け取ることが可能

3 提出書類の確認事項について

〔注意点〕

	異動のあった翌月の10日までに提出しましたか？
	黒のボールペンで記入しましたか？
	控のコピーはとりましたか？（必要な場合）
	令和7年1月1日現在の住所地のある市町村へ提出しましたか？

〔異動届〕

	退職日が令和8年1月1日から4月30日までの場合、徴収方法は一括徴収としましたか？
	転勤等により引き続き特別徴収を行う場合、給与所得者の個人番号欄は未記入ですか？また、前勤務先が個人事業主の場合、個人番号は未記入ですか？

〔切替申請書〕

	二重納付を防止するために、本人から普通徴収の納付書を受け取り添付しましたか？または、回収できなかった場合、納付しないように本人に伝えましたか？
	令和8年2月12日から4月15日までの間に提出する場合、開始予定日を令和8年6月としていますか？

4 異動届出書の記入方法 (1 特別徴収継続(転勤等))

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度2. 新年度3. 両年度

※市処理欄

※受付印

十和田市長様		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1										特別徴収義務者 指 定 番 号	110057		※市町村ごとに 異なります		
令和7年10月2日提出			フリガナ	ゼイム ショウジ										担連 当 絡 者 先	所 属	総務課 人事係			
			氏名又は名称	(株) 税 務 商 事											氏 名	十和田 太 郎			
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話
給 与 所 得 者	フリガナ	オトカワ ハルコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名	乙 川 春 子																	
	生 年 月 日	昭	平	・ 令	30	年	1	月	2	日									
	個 人 番 号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0							9	8
	受給者番号	20																	
	1月1日 現在の住所	十和田市東一番町30-40										25,600	6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	R7 年 9 月 30 日	2 右から 番号を 記入	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 事由・理由	1 右から 番号を 記入	1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 (1月以降は必須) 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)
	異 動 後 の 住 所	三沢市桜町一丁目1-2																	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 2,100 円を
10 月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 50

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1 右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		市 処 理 欄
理 由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
3. 普通徴収の場合		
理 由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

4 異動届出書の記入方法 (3)退職等により普通徴収

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度2. 新年度3. 両年度

※市処理欄

※受付印

十和田市長様		給与支払者 特別徴収者	所在地	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1										特別徴収義務者 指 定 番 号	110057		※市町村ごとに 異なります		
令和7年10月2日提出			フリガナ	ゼイムショウジ										担連 当 絡 者 先	所 属	総務課 人事係			
			氏名又は名称	(株) 税 務 商 事											氏 名	十和田 太 郎			
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話
給 与 所 得 者	フリガナ	オトカワ ハルコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名	乙 川 春 子																	
	生 年 月 日	昭	平	・ 令	30	年	1	月	2	日									
	個 人 番 号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0							9	8
	受給者番号	20																	
	1月1日 現在の住所	十和田市東一番町30-40										25,600	6月 から 9月 まで	10月 から 5月 まで	R7年 9月 30日	1 右から 番号を 記入	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 事 由 ・ 理 由 職 勤 欠 亡 期 散 他 ・ 長 不 定 期 解 散 の 事 由	3 右から 番号を 記入	1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 (1月以降は必須) 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)
	異 動 後 の 住 所	三沢市桜町一丁目1-2																	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額_____円を
____月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		市 処 理 欄
理 由	1. 異動が_____年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が_____年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. _____年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

※受付印

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

※市処理欄

※退職者の未徴収税額については原則一括徴収するようにご協力ください。

新しい勤務先へは、月割額_____円を
 [] 月分（翌月10日納入期限分）から
 徴収し、納入するよう連絡済みです。

入力

昭合

現年度

新年度

市	处	理	欄
---	---	---	---

-10-

※受付印

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

※市処理欄

※退職者の未徴収税額については原則一括徴収するようにご協力ください。

新しい勤務先へは、月割額_____円を
 [] 月分（翌月10日納入期限分）から
 徴収し、納入するよう連絡済みです。

入力

照合

現年度

新年度

市處理欄

- 11 -

◎異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※退職者の未徴収税額については原則一括徴収するようご協力ください。

															※受付印																													
1. 現年度															2. 新年度					3. 両年度																								
※市処理欄																																												
十和田市長 様										給与支払者 〔特別徴収者〕					所在地 〒					特別徴収義務者 指 定 番 号					※市町村ごとに 異なります																			
年 月 日提出										フリガナ					氏名又は名称					担 連 当 絡 者 先					所 属 氏 名																			
										個人番号 又は法人番号					←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載					電 話					(内線)																			
フリガナ															(ア) 特別徴収税額 (年税額)					(イ) 徴収済額					(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)					異 動 年 月 日					異 動 の 事 由					異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
氏 名																																												
生 年 月 日										昭・平・令 年 月 日																																		
個 人 番 号																																												
受給者番号																				月 から 月 から					年					1. 退 職 長 2. 転 休 職 長 3. 死 亡 職 長 4. 支 払 少 額 不 定 散 他 5. 合 併 解 散 6. そ の 他 7. 事 由 ・ 理 由					1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 (1月以降は必須) 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)									
1月1日現在の住所																				月 まで 月 まで					月 月																			
異 動 後 の 所 住																				円					円					円														

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																													
新しい勤務先 (特別徴収義務者)										特別徴収義務者 指 定 番 号					新 規					法 人 番 号					所 属					受 給 者 番 号					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				
										所在地 〒					担 当 者 連 絡 先					氏 名																								
										フリガナ										電 話					内 線 ()																			
										氏名又は名称																																		

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																			
理 由										1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日					徴収予定額 (上記(ウ)と同額)														
										2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					月 日					円														

3. 普通徴収の場合																																		
理 由										1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																								
										2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																								
										3. 死亡による退職であるため																								

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

5 特別徴収への切替申請書の記入方法

※特別徴収への切替は2月10日受付分までとさせていただきます。

令和 7 年 10 月 2 日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 034 - 8615 十和田市西十二番町6-1										特別徴収義務者 指定番号		110057		※市町村ごとに 異なります			
フリガナ			ゼイ ム ショウ ジ										担当者 連絡先		所属 氏名 電話		総務課 人事係 十和田 太 郎 (0176) - 23 - 5111 (内線987)				
名称 (氏名)			(株) 税 務 商 事																		
代表者 職氏名			税 務 源 太																		
法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3							
給与 所得者	フリガナ	オト カワ ハル コ										旧 姓		期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ ③ ・ 4] 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。【注意事項】 1、2 をご覧ください。							
	氏 名	乙 川 春 子										税務									
	生年月日	昭和・平成・令和 30 年 1 月 2 日												普通徴収 切替期別		11 月分 (12 月 10 日納入期限分) から 特別徴収を開始します。【注意事項】 3、4 をご覧ください。					
	1月1日現在の住所	〒 034 - 0012 十和田市東一番町30-40												特別徴収 開始予定月							
	現在の住所	〒 033 - 0001 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 三沢市桜町一丁目1-2												届出理由		① 入社 (9 月 30 日) 2. その他 ()					
受給者番号														月 割 額 の 連 絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合電話連絡します。【注意事項】 3、4 をご覧ください。					
														新規の場合、納入書必要の有無についてご記入ください。(要 ・ 不要)							

【添付書類】

1. 普通徴収納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書 (納入期限未到来分) を添付してください。)

※すでに納付済みの納付書 (領収書) や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

1 期… 6 月 30 日	2 期… 9 月 1 日
3 期… 10 月 31 日	4 期… 2 月 2 日

2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 原則10日 (休日の場合は翌平日) までに受付したものは提出する月の翌月分から、11日以降に受付したものは翌々月分からの変更となります。
4. 2月12日～4月15日までに受付したものは、次年度 (令和8年6月分) からの切替となります。

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

※市記入欄	
入力	照合

特別徴収への切替申請書

※特別徴収への切替は2月10日受付分までとさせていただきます。

年 月 日 提出 十和田市長あて		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります
			フリガナ															
			名称(氏名)											担当者 連絡先	所属			
			代表者 職氏名												氏名			
			法人番号															電話
給与 所得者	フリガナ											旧 姓	期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。【注意事項】 1、2をご覧ください。					
	氏 名																	
	生年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日										普通徴収 切替期別	月分(月 日納入期限分)から 特別徴収を開始します。【注意事項】 3、4をご覧ください。					
	1月1日現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										特別徴収 開始予定月						
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										届出理由	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合電話連絡します。【注意事項】 3、4をご覧ください。					
受給者番号											月割額 の連絡	新規の場合、納入書必要の有無についてご記入ください。(要 ・ 不要)						

【添付書類】

1. 普通徴収納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納入期限未到来分)を添付してください。)

※すでに納付済みの納付書(領収書)や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

1期…6月30日	2期…9月1日
3期…10月31日	4期…2月2日

2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 原則10日(休日の場合は翌平日)までに受付したものは提出する月の翌月分から、11日以降に受付したものは翌々月分からの変更となります。
4. 2月12日～4月15日までに受付したものは、次年度(令和8年6月分)からの切替となります。

【提出先】〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

※市記入欄	
入力	照合

6 事業所（特別徴収義務者）の所在地・名称等変更届出書

										市町村使用欄								※受付印										
年 月 日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 - ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。																特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに 異なります				
			名 称 (氏 名)																	担当者 連絡先	係							
			代 表 者 職 氏 名																		氏名							
(宛先) 十和田市長			法人番号																		電話	- -						

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

		変更年月日				年 月 日										
事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。								変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。							
フリガナ																
所 在 地	〒 -								〒 -							
送 付 先	〒 -								〒 -							
フリガナ																
名 称																
電 話 番 号	- - (内線)								- - (内線)							
変 更 理 由 (該当番号に○)	1.事務所等移転 2.送付先変更 3.社名(名称)変更 4.法人成り 5.個人事業化 6.給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7.合併による変更【下欄を記入してください。】 8.分割による変更【下欄を記入してください。】 9.その他()															

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。																統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 -																														
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。																	フリガナ																															
																		名 称																															
	指定番号																	- - (内線)																															
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。																	電話番号																															
	指定番号																- - (内線)																法人番号																
	指定番号																※市町村ごとに 異なります																特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに 異なります															

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

7 退職所得に係る市民税・県民税納入申告書

十和田市長 様

年 月 日 提出

退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納入月			(受付印)				
特別徴収税額		市民税												年 月 分							
		県民税												(翌月10日納入期限分)							
														人員		人					
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地													指定番号							
	氏名又は名称													連絡先		() -					
	法人番号															担当					

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

内訳書： お手数ながらご記入願います。

1

納税義務者住所	十和田市		
氏名			
勤続年数	一般		年
	特定役員等		年
支払金額	一般		円
	特定役員等		円
特別徴収税額	市民税		円
	県民税		円

2

納税義務者住所	十和田市		
氏名			
勤続年数	一般		年
	特定役員等		年
支払金額	一般		円
	特定役員等		円
特別徴収税額	市民税		円
	県民税		円

3

納税義務者住所	十和田市		
氏名			
勤続年数	一般		年
	特定役員等		年
支払金額	一般		円
	特定役員等		円
特別徴収税額	市民税		円
	県民税		円

⑧ 納入場所・郵便局の指定通知書

◎ 納入場所（払込金融機関）

次の金融機関のうち、ご都合のよいところを選んで
納入してください。

青森みちのく銀行本店・各支店

青森みちのく銀行十和田市役所派出所

青い森信用金庫十和田市内各支店

青森県信用組合十和田支店

東北労働金庫十和田支店

十和田おいらせ農業協同組合本店・十和田市内各支店

※ 金融機関は合併等により名称等の変更が生じる場合
があります。

◎ 右の指定通知書は特別徴収月割額を郵便局へ納入する場合に限り、第一回納入の際に
ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。（前年に引き続き利用する場合は必要あ
りません。）支払手数料はかかりません。

キ
リ
ト
リ
線

指定通知書が必要な方は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

十和田市企画財政部 税務課 市民税係

TEL : 0176-51-6766・6767（直通）

9 よくあるQ & A

Q 1 従業員が年の途中で住所地を他市町村へ変更した場合、どちらの市町村で課税となりますか？

A 1 **住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村で1年間分（令和7年6月分から令和8年5月分まで）課税となります。**
よって、**年の途中で住民税の徴収先が変更となることはありません。**
次年度の1月1日現在の住所地が他市町村の場合、令和8年6月分から他市町村での課税となります。

Q 2 退職後に普通徴収となる従業員が、他市町村へ転出する場合、普通徴収の納税通知書はどちらに届きますか？

A 2 ご本人様が住民登録地の変更手続きをされている場合、十和田市からその登録先に送付します。

Q 3 従業員が普通徴収を希望しているのですが？

A 3 地方税法第321条の4及び十和田市税条例第45条の規定により、特別徴収義務者として指定されていますので、**従業員の個人的希望により特別徴収を行う、行わないを選択することはできません。**
是非、市ホームページの「個人住民税の特別徴収について」のチラシをご利用ください。

Q 4 アルバイトやパートなどの臨時職員も特別徴収の対象となりますか？

A 4 所得税を源泉徴収している事業主は、従業員の住民税を特別徴収しなければならないこととなっています。そのため、源泉徴収されている従業員について、**アルバイトやパートでも特別徴収をする必要があります。**ただし、次のような場合は普通徴収の対象になりますのでご注意ください。
・給与が少なく税額が引けない
・給与の支払が不定期

Q 5 退職者分が特別徴収として載っているのですが？

A 5 **異動届出書の提出が必要となります。**
なお、1月1日から4月30日までの間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務付けられています。

Q 6 従業員を特別徴収に切替えたいのですが？

A 6 **切替申請書の提出が必要となります。**
なお、2月12日から4月15日までに受付したものは、次年度（6月分）からの切替となります。

Q 7 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行いたいのですが？

A 7 **異動届の提出が必要となります。**最上段の事項は前勤務先で記入し、新勤務先に送付願います。新勤務先はその異動届を提出してください。「給与所得者」の個人番号は新勤務先で記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の個人番号は記入しないでください。

Q 8 「異動届出書」や「切替申請書」の提出期限はありますか？

A 8 **異動日の翌月10日までに提出をお願いいたします。**毎月10日までに受付したものは、提出月の25日頃に関係書類一式を発送いたします。

Q 9 納入書が同封されていないのですが？

A 9 給与支払報告書を提出の際に、納入書不要としている事業所には同封しておりませんが、**必要な場合、お申し出ください。**
なお、税額が変更となる際には、納入書は別途送付しておりません。4ページを参照し、税額を訂正して納入してください。